

経済建設文教常任委員会会議録

【開会】	2
【議案第5号】 令和3年度矢板市水道事業会計補正予算（第1号）	2
【議案第6号】 令和3年度矢板市下水道事業会計補正予算（第1号）	3
【議案第22号】 令和2年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について.....	4
【議案第23号】 令和2年度矢板市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ...	4
【議案第17号】 矢板市立学校の設置に関する条例の一部改正について	5
【議案第18号】 矢板市立学校給食共同調理場設置条例の一部改正について.....	6
【議案第15号】 矢板市行政財産使用料条例の一部改正について	6
【陳情第12号】 矢板市施設使用料（照明代含む）免除に関する陳情.....	8
【委員長報告】	11
【閉会】	11

1 日 時

令和3年9月3日（金）午前9時57分～午前11時00分

2 場 所

第2委員会室及びオンライン

3 出席委員（7名）

（第2委員会室）

委員長 中里 理香、関 由紀夫

（オンライン）

副委員長 石塚 政行

委 員 神谷 靖、櫻井 恵二、伊藤 幹夫、今井 勝巳

4 欠席委員

なし

5 説明員（9名）

(1) 教育総務課（3人）

- ①教育総務課長 細川 智弘
- ②学校教育担当 前野 秀明
- ③管理担当 手塚 宏子

(2) 国体・スポーツ局（1人）

- ①国体・スポーツ局長 山口武

(3) 水道課（2人）

- ①業務担当 宮本 典子
- ②工務担当 関谷 一男

(4) 下水道課（3人）

- ①下水道課長 江連 康一
(水道事業説明)
- ②業務管理担当 高塩 康幸
- ③施設担当 山崎 正嗣

6 担当書記

黒崎 真史、粕谷 嘉彦

7 付議事件

【議案第5号】 令和3年度矢板市水道事業会計補正予算（第1号）

【議案第6号】 令和3年度矢板市下水道事業会計補正予算（第1号）

【議案第15号】 矢板市行政財産使用料条例の一部改正について

【議案第17号】 矢板市立学校の設置に関する条例の一部改正について

【議案第18号】 矢板市立学校給食共同調理場設置条例の一部改正について

【議案第22号】 令和2年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

【議案第23号】 令和2年度矢板市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

【陳情第12号】 矢板市施設使用料(照明代含む)免除に関する陳情

【開会前発言】

○委員長（中里理香） 開会前ではあるが、議案審査の前に注意点と流れについて説明する。

新型コロナウイルス対策の観点から、今回の委員会はオンラインでの開催となるが、音が聞き取りづらいことがあるため、発言時以外はZ o o mをミュートにするようお願いする。

また、議案審査の順番については、初めに議案第5号、第6号について行い、同じく上下水道事務所所管の第22号、第23号を先に審査したいと思う。後、説明者を入れ替え、教育総務課所管の議案第17号、議案第18号、次に、国体・スポーツ局所管の議案第15号、それから、陳情第12号の順で審査したいと思う。

【開会】

○委員長 ただいま出席している委員は7名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただいまから、経済建設文教常任委員会を開会する。 (9:57)

○委員長 これより議事に入る。この委員会に付託された案件は、議案第5号、議案第6号、議案第15号、議案第17号、議案第18号、議案第22号、議案第23号及び陳情第12号の8件である。なお、説明に当たり、執行部には簡潔な御説明をお願いする。

【議案第5号】 令和3年度矢板市水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長 初めに、議案第5号を議題とする。提案者の説明を求める。

○下水道課長(江連康一)

(「令和3年度矢板市補正予算書」21ページ及び22ページを朗読)

(「令和3年度予算に関する説明書」60～65ページにより説明)

○委員長 これより議案第5号に対し質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第5号は原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第5号は、原案のとおり可決された。

【議案第6号】 令和3年度矢板市下水道事業会計補正予算(第1号)

○委員長 次に、議案第6号を議題とする。提案者の説明を求める。

○下水道課長

(「令和3年度矢板市補正予算書」23ページを朗読)

(「令和3年度予算に関する説明書」68～73ページにより説明)

○委員長 これより議案第6号に対し質疑を行う。質疑はないか。

(質疑・討論なし)

○委員長 暫時休憩する。 (10:07)

○委員長 休憩前に引き続き再開する。 (10:23)

○委員長 これより採決をする。議案第6号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第6号は、原案のとおり可決された。

【議案第22号】 令和2年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○委員長 次に、議案第22号を議題とする。提案者の説明を求める。

○下水道課長

(「議案書」29 ページを朗読。)

(「決算書」250 ページにより説明。)

○委員長 これより議案第22号に対し質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決をする。議案第22号は、原案のとおり決定することに異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第22号は原案のとおり可決された。

【議案第23号】 令和2年度矢板市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○委員長 次に、議案第23号を議題とする。提案者の説明を求める。

○下水道課長

(「議案書」30 ページを朗読。)

(「決算書」286 ページにより説明)

○委員長 これより議案第23号に対し質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 23 号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第 23 号は原案のとおり可決された。

○委員長 暫時休憩する。 (10:27)

○委員長 休憩前に引き続き再開する。 (10:28)

【議案第 17 号】 矢板市立学校の設置に関する条例の一部改正について

○委員長 次に、議案第 17 号を議題とする。提案者の説明を求める。

○教育総務課長(細川智弘)

(「議案書」20～22 ページを朗読し、詳細について説明)

今回の条例改正については、矢板市立豊田小学校が令和4年3月 31 日で閉校になることに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するもの。

○委員長 これより議案第 17 号に対し質疑を行う。質疑はないか。

(質疑・討論なし)

○委員長 これより採決する。

議案第 17 号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第 17 号は原案のとおり可決された。

【議案第18号】 矢板市立学校給食共同調理場設置条例の一部改正について

○委員長 次に、議案第18号を議題とする。

○教育総務課長

(「議案書」23ページを朗読し、詳細を説明)

今回の条例改正については、矢板市学校給食共同調理場の統合及び配送校の変更に
伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するもの。

○委員長 これより議案第18号に対し質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第18号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第18号を原案のとおり可決された。

【議案第15号】 矢板市行政財産使用料条例の一部改正について

○委員長 次に、議案第15号を議題とする。

○国体・スポーツ局長 (山口武)

(「議案書」15～17ページを朗読し、詳細について説明)

学校体育館への空調設備設置に当たり、その使用料を定めることに伴い、所要の
整備を行うため、条例の一部を改正するもの。

○委員長 これより議案第15号に対し質疑を行う。質疑はないか。

- 今井委員 矢板中学校の1,500円という金額は、面積で算定しているのか。
- 国体・スポーツ局長 こちらはエアコンなので、体積で算定しエアコンの台数を設定している。
- 委員長 ほかに質疑はないか。
- 伊藤委員 当然、窓があるとか、ガラスがあるのか、どちら向きに太陽の光があるのかなど、そういうことも計算した上での電気代か。
- 国体・スポーツ局長 おっしゃるとおりである。
- 伊藤委員 空調施設に関しては、冬季と夏季では電気代が絶対違うと思う。その辺は加味しているのか、一律、それとも季節料金というのはあるのか。
- 国体・スポーツ局長 算定したところ大きな違いがないため、統一料金とさせていただいている。
- 伊藤委員 矢板という環境の問題だと思うが、特に県北地区はどちらかというところ寒冷地区になる。どんな設備に対しても南関東、北関東では必ず変わってくる。特にこういった大きな設備に関しては、その辺も加味した上でそれほど差はないということか。
- 国体・スポーツ局長 実績値がない。学校にも分電盤等設置していないため、カタログ値をもって算定をしており、それに基づいての数値である。
- 伊藤委員 カタログ値というのは、多分、東京の数字である。実際キュービクルか何か使ってやっていると思う。これ以上は専門的な話になってしまうので、了解した。
- 委員長 ほかに質疑はないか。

(なし)

- 委員長 なければ議案に対する質疑を、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 15 号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第 15 号は原案のとおり可決された。

【陳情第 1 2 号】 矢板市施設使用料（照明代含む）免除に関する陳情

○委員長 陳情文書の朗読を省略して早速審査に入る。自由討議による委員の皆様の御意見を伺いたい。意見はないか。

○伊藤委員 先ほどの条例の一部改正が 10 月 1 日ということで、これは 8 月からのエアコンと、照明の電気代の 4 分の 3 補助となる。この電気代に照明代金も含まれるわけであり、陳情に関しては、照明代金だけ単独で補助はできないか。例えばエアコンを使わない場合もある。その場合はこのように計算するとか。

○国体・スポーツ局長 こちらは当然照明代も入っているため、エアコンを使わなければ照明代に 4 分の 3 の補助をすることになる。

○今井委員 今現在使っている団体とかクラブはどういう状況なのか。

○国体・スポーツ局長 今現在、矢板市内でこういったクラブチームが 17 ある。小学生は 15 クラブということになる。人数は、約 300 人ほどである。全体の小学生数が約 1,400 人という中の約 300 人での運営ということになっており、今までは減免という形を採っており、料金的には減免額で約 280 万円。今現在はコロナ禍で活動が抑えられており、かなり減っている状況である。

○今井委員 スポーツ振興を考えたときには、願意妥当だと考えて陳情を見ているが、皆さんの意見を聞いていただきたい。

○委員長 3番の神谷委員から一言ずつ意見を願います。

○神谷委員 陳情は照明に対してということだと思うが、屋外は、空調設備は関係ない。また、体育館についても空調がない学校がまだ相当数ある。空調がなくても冬なら体を動かせば大丈夫であり、夏なら熱中症が心配されるが、水分を十分補給すれば大丈夫だと思う。一方、照明はないと本当に何もできないため、この陳情は妥当であると思う。

○委員長 補足説明が局長からある。

○国体・スポーツ局長 先ほど、伝わらなかったかもしれないが、前回、全員協議会で、矢板市小学生及び中学生クラブ活動支援事業補助金ということで、説明をさせていただいた。これは照明設備の使用料、これも含めて補助を行っていくということで、空調だけではない。空調も照明も補助をするという制度であり、そこを御了解いただきたい。

○神谷委員 それは理解している。

○櫻井委員 補助が出ているのであれば、そこまで細かく区切る必要があるのかという気はしないでもない。照明に対する補助も出ているのであれば、私は採択の必要はないような気がする。

○伊藤委員 先ほど局長のほうから、小・中学校のエアコン、空調と照明を含めたその4分の3補助という説明があったときに、照明単体では補助はつかないのかという質問をさせていただいた。そのときに、局長のほうから、照明だけでも4分の3補助という説明があり、8月から始まっている。

このコロナ禍の中において皆さん支出の面で大変かもしれないが、こちらの陳情の中にあるように、補助があるところへ、それ以上また補助するというのはどうなのかという思いがあるため、これについて願意は分かるが、反対という意見を申し

上げる。

○関委員 この陳情は、4分の3補助の条例改正と同じくらいの時期に、陳情が出たと思う。市が4分の3支援ということで、これでよいと思う。

○今井委員 冒頭に言ったように願意は妥当で、関委員が言ったように、陳情が出てくるタイミングと、補助金の制度を作った時期とが、時系列的にどちらが先だったか分からないが、これは採択したからといって補助率がすぐ変わるわけではないのだから、まず願意妥当で採択していいのではないか。

局長に確認だが、採択したからといって補助が変わるわけではないと思う。陳情は陳情で署名活動していたのだから、それと並行して、この制度ができたような感じだから、ここで採択しても、結果は同じではないかという気がするがどうか。

○国体・スポーツ局長 補助金を設定したのが、この空調設備の設置に伴い、どの程度の料金設定ができるかということがまだ明確でなかったため、この空調設置に伴いこの補助制度を設置した。それが、たまたま陳情と並行したような形にはなるが、我々の補助制度の設定の年月日というのはその空調設置の料金設定に基づくものである。

○石塚副委員 4分の3補助が出てきたので、手続きなどに関して不便さは感じるが、税金の透明性ということで、公平性の部分で考えると仕方がないと思う。

○委員長 暫時休憩する。 (10:54)

○委員長 休憩前に引き続き再開する。 (10:59)

○委員長 これより採決する。陳情第12号は、採択とすることに御異議はないか。

(異議なし)

○委員長 御異議なしと認める。したがって、陳情第12号は、採択とすることに決定

した。

【委員長報告】

○委員長 以上で審議を付託された案件は終了したが、委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは私に一任願う。

【閉会】

○委員長 以上で経済建設文教常任委員会を閉会する。 (11 : 00)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

令和 年 月 日

経済建設文教常任委員会委員長